



平成27年5月7日

各 位

会 社 名 サイバネットシステム株式会社
代表者の役職氏名 代表取締役 田 中 邦 明
(東証第一部 コード番号：4312)
問い合わせ先 取締役 高 橋 俊 之
電 話 番 号 03-5297-3066 (広報室)

「株式付与E S O P信託」の導入（詳細決定）に関するお知らせ

当社は、平成27年2月13日開催の取締役会において、役職員向けの新しい業績連動型株式付与制度として「役員報酬B I P信託」及び「株式付与E S O P信託」（以下「E S O P信託」という。）を導入することを決議いたしました。本日の取締役会において、E S O P信託の信託規模等の詳細について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. E S O P信託導入の目的

当社は、執行役員を対象に、中長期的な視点で株主の皆様との利益意識を共有し、業績と企業価値の向上への貢献意識を高めることを目的として、会社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高いインセンティブ・プランとして、E S O P信託を導入いたします。

2. E S O P信託の概要

E S O P信託とは、米国のE S O P (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考にした信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当社株式を活用した従業員のインセンティブ・プランの拡充を図る目的を有するものをいいます。

当社が当社従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定いたします。当該信託は予め定める株式交付規程に基づき当社執行役員（以下「従業員」という。）に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社から取得いたします。その後、当該信託は、株式交付規程に従い、信託期間中の従業員の役位等に応じた当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を、中期経営計画達成時に従業員に交付及び給付（以下「交付等」という。）いたします。当該信託により取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

当該信託の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すと共に、従業員の勤務意欲を高める効果が期待できます。

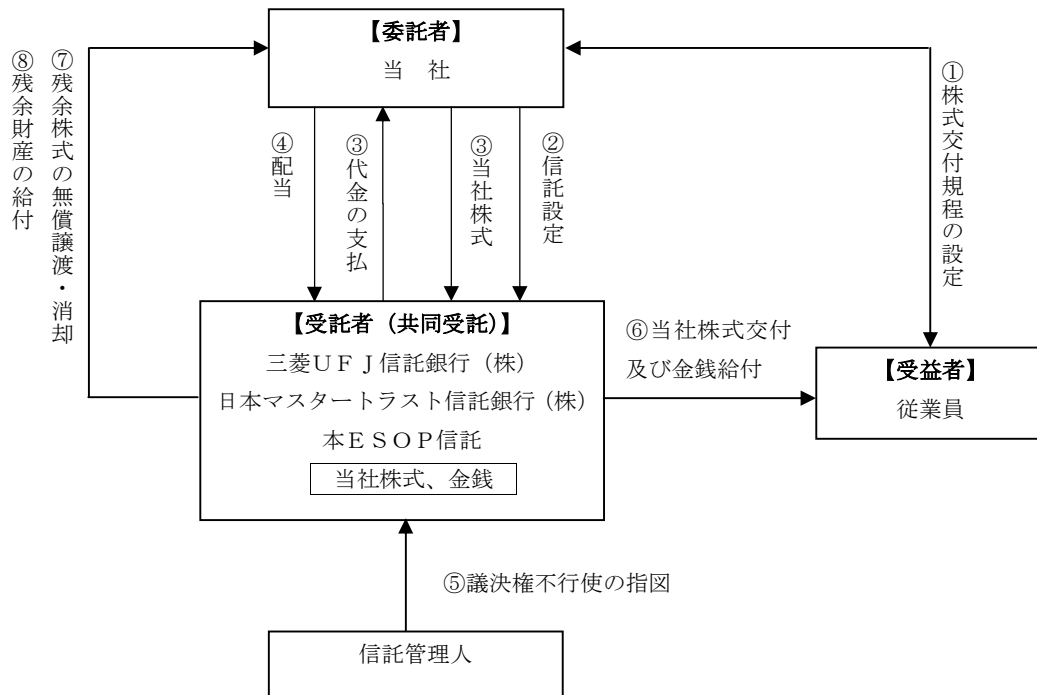
E S O P信託の導入に伴い、現在当社が保有する自己株式1,241,731株（平成26年12月31日現在）のうち、124,000株（約60百万円）をE S O P信託に対して処分することを同時に決議いたしました。

なお、詳細につきましては、本日発表いたしました「第三者割当てによる自己株式処分に関するお知らせ」をご参照ください。



NEWS RELEASE

3. E S O P 信託の仕組み



- ①当社はESOP信託の導入に関して取締役会において株式交付規程を制定いたします。
- ②当社は当社従業員のうち受益者要件を充足する者を受益者とする信託（本ESOP信託）を設定いたします。
- ③本ESOP信託は、信託管理人の指図に従い、②で信託された金銭を原資として当社株式を当社から取得いたします。
- ④本ESOP信託内の当社株式に対する剰余金の分配は、他の株式と同様に行われます。
- ⑤本ESOP信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものといたします。
- ⑥中期経営計画を達成した場合、その期間終了後に、中期経営計画の達成度等に応じて、従業員にポイント数が付与されます。一定の受益者要件を満たす従業員に対して、当該従業員に付与されたポイント数の一定割合に相当する株数の当社株式が交付され、残りのポイント数に相当する株数の当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。
- ⑦信託終了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより新たなインセンティブ・プランとして次回中期経営計画期間を対象に本ESOP信託を継続利用するか、本ESOP信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定であります。
- ⑧本ESOP信託の清算時に、受益者に分配された後の残余財産は、当社に帰属する予定であります。
- ※受益者要件を充足する当社従業員への当社株式等の交付等により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了いたします。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|----------|--|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ②信託の目的 | 受益者要件を充足する当社従業員に対するインセンティブの付与 |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤受益者 | 当社従業員のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦信託契約日 | 平成27年6月1日 |
| ⑧信託の期間 | 平成27年6月1日～平成30年4月末日（予定） |
| ⑨制度開始日 | 平成27年6月1日 |
| ⑩議決権行使 | 行使しないものといたします。 |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫取得株式の総額 | 約60百万円 |
| ⑬株式の取得方法 | 当社自己株式の第三者割当てにより取得 |
| ⑭帰属権利者 | 当社 |
| ⑮残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内といたします。 |

【信託・株式関連事務の内容】

- | | |
|---------|---|
| ①託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社がESOP信託の受託者となり、信託関連事務を行う予定であります。 |
| ②株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への当社株式の交付事務を行う予定であります。 |

以 上